

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

京都市農業委員会会長 戸田秀司

京都市農業委員会規則第1号

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則

京都市農業委員会規則の一部を次のように改正する。

第25条第17号の「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品の処分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（京都市農業委員会事務局）